

かる(ト)の種類に屬する多くの碑が現存するのは、前に引いた「仍以其國字副之」とあるのと考へ合せて、少くともこの解釋を施し得ることの證據であり、そうして次に述べるやうに、國語を示すに當つては明らかに蒙古語・漢語と書き別けてあることは、更に強くこれを證據だてるものに外ならぬ。聖旨碑には漢蒙兩字體を用ゐたものゝ外に、たゞ蒙古字で漢字音を寫しただけのものもあり、また漢字だけのものもある。⁽¹²⁾ 思ふに初めは至元六年の詔に見えるやうに、兩字體で書くのが定めであつたのが、後には至元九年の詔や程鉅夫傳に記さるゝ通りに、蒙古字だけで書くように定められ、然も實際には尙初めの體裁の如く兩字體を用ゐることも行はれて、必ずしも一定し難く、また單に漢字だけを用ゐることも特種の場合には行はれたものと見なければならぬ次第である。但し蒙古字のみの、もしくは漢字のみの聖旨碑について考へて見なればならぬことは、聖旨そのものは蒙古字で書いて漢字が副へてあつたものを、碑に刻する場合その一方を削り去つて他方のみを殘した場合もあつたらうといふことであつて、必ずしも今一體のみで書いたのが、すべてそのまま原形であつたと考へる譯には行かぬことである。但し二體で記されてあるものについては、恐らく其の一體が後から補はれたと考へる餘地はあるまい。

此の如く元朝の聖旨はその國字制定の頃には、漢地に對しては漢語を蒙古字で寫したものと漢字で寫したものとの兩種を併記したが、至元八年以後はすべて官文書には蒙古字のみを用ゐる方針であつたと解すべきである。それにも尙用語については、實際政治上の必要に迫られた爲であらうが、漢語を用ひて居つたものである。然るに時代の進むに従つて、蒙古の色彩は愈強くなつて、單に文字だけでなく、用語も蒙古語を用ゐることに變つていつたと思はれる。